

答申個第93号

令和元年10月29日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年5月13日付け保障第57号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

ケース会議資料への書込み部分に係る個人情報非訂正決定事案（諮問個第233号）

1 審査会の結論

処分庁が行った個人情報非訂正決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成30年12月21日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第24条第1項の規定により、「京都市発達障害者支援センターかがやきに保有されているケース会議記録（作成者：●●（京都障害者職業センター職員（当時））、記載者：■■（かがやき職員（当時））」への発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）職員による書込み部分について、次の理由を示したうえで訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（訂正請求の理由）

作成者である●●と記載者である■■において矛盾が見られるので真偽を糺す。即ち●●が嘘をついているのか、或いは■■が虚偽記載しているのかについて真偽を明らかにする。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、かがやきにおいて保管されている請求者に係る「ケース会議記録」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、本件請求に対して個人情報の訂正を行わないとの個人情報非訂正決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成31年1月21日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

（訂正をしない理由）

訂正請求に係る個人情報が記録されている公文書は、2013年1月に京都障害者職業センター（以下「職業センター」という。）において行われた「ケース会議」で取得した資料である。当該資料は、職業センターの担当者●●氏が訂正請求者に係る職業評価を行った際に作成した評価結果に係る文書であり、「ケース会議」において関係機関が情報共有するためのものであって、当時のかがやき職員■■氏が持ち帰ったものである。

本件訂正請求において訂正を求めているのは、当該資料に■■氏が行った「書込み」部分である。

これに関し、■■氏に当該資料の写しを提示し、以下のことを確認した。

当該書込み部分は、■■氏が「ケース会議」に同席した際に、その場で出た発言内容や話題を聞き取り、その内容をメモとして書き留めたものと思料する。ただし、当該書込み部分は、評価結果を読み取って記載したか、参加者の誰が、どのようなコメントをしたかまでの記憶はない。

とのことであった。

訂正請求の対象となる「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学

歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項である。

まず、「■■氏がケース会議に同席した際に、当該書込みを行った」という事実には誤りはない。そして、訂正請求者から提出を受けた資料を確認したが、■■氏がケース会議において聴取した内容と異なる記載を行ったことを客観的に証するものではなかった。したがって、■■氏の当該書込みについて訂正を行わないことが適当であると判断した。

- (3) 審査請求人は、平成31年4月16日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（以下「法」という。）第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分の取消しを求めるものと解される。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 発達障害者支援センター「かがやき」について

発達障害（自閉症スペクトラム、注意欠如・多動性障害、学習障害等）のある方とその御家族が地域で安定して生活できるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、総合的な支援を実施している。子ども若者はぐくみ局京都市児童福祉センターの一部門に位置づけられているが、平成31年4月から、事務分掌の一部が改正され、「発達障害者支援センターに関すること」については、保健福祉局障害保健福祉推進室において担当することとなった。

かがやきは、支援対象者の就労支援を行うに際し、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設である「職業センター」と連携しつつ、支援対象者が適切な職業選択や就職活動が行えるよう、支援を行っている。

(2) 本件公文書について

就労支援の一環で、平成25年1月に職業センターにおいて行われた「ケース会議」に、かがやき職員■■氏が同席した。本件公文書は、この「ケース会議」で取得した資料である。当該資料は、職業センター職員●●氏が、審査請求人に係る職業評価を行った際に作成した評価結果に係る文書であり、「ケース会議」において関係機関が情報共有するためのものであって、かがやき職員■■氏が持ち帰ったものである。

本件公文書には、■■氏が行った「書込み」があり、審査請求人が訂正を求めている個人情報、本件公文書中、■■氏による次の「書込み」部分である。

- 1 頁中段：▲▲Dr 意見書，短時間から長い時間へ（本人の意向も入る）
- 2 頁上部欄外：①折り合いをつけるのか，②自分のこだわりをすすめる
- 2 頁職業的側面の所見 5 行目横：工程が長いと全体像をつかむのに時間かかる
- 3 頁上部欄外：仕事のやり方のみがあつれきの原因
- 3 頁支援内容の所見：☆基本的にはハローワークでご自身で検討される（2013. 1～2013. 4 頃まで）→不都合が出てくればかがやき・職センに連絡ある

(3) 本件公文書の訂正を行わないことについて

審査請求人が訂正を求めているのは，本件公文書における■■氏による「書込み」であるところ，処分庁は，■■氏に本件公文書の写しを提示し，当該書込みに関して確認を求めた。その結果，当該書込み部分は，■■氏が「ケース会議」に同席した際に，その場で出た発言内容や話題を聞き取り，その内容をメモとして書き留めたものと思料されるが，当該書込み部分は，評価結果を読み取って記載したか，参加者の誰が，どのようなコメントをしたかまでの記憶はない，との回答であった。

訂正請求の対象となる「事実」とは，住所，氏名，性別，生年月日，年齢，家族構成，学歴，日時，金額，面積，数量等客観的に判断できる事項である。

まず，「■■氏がケース会議に同席した際に，その場で出た発言内容や話題を聞き取り，当該書込みを行った」という事実には誤りはない。そして，審査請求人から提出を受けた資料を確認したが，■■氏がケース会議において聴取した内容と異なる記載を行ったことを客観的に証するものではなかった。したがって，当該書込みについて訂正を行わないことが適当であると判断し，個人情報非訂正決定処分を行ったものである。

(4) 以上のとおり，本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

個人情報訂正請求書，審査請求書及び反論書によると，審査請求人の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書の書込みについて

ア 本件公文書の 1 頁目の■■による書込みは以下のとおりである。

「▲▲Dr 意見書 短時間から長い時間へ（本人の意向も入る）」

「短時間勤務」は●●による妄言であり，審査請求人はそれを発言も希望もしていない。■■も書いている「(主治医) 意見書」には確かに「短時間勤務」と書かれているが，これはケース会議においても説明したとおり，構造化の導入を漸次的に行うことを意味している。したがって，ここで言う「短時間勤務」とは文字どおりの意味ではなく構造化の漸次的導入であり，その点において審査請求人の意向である。

■■による書込みは明らかに不十分なのでそもそも何を指しているのかがよく分からないが、●●による妄言をそのまま書いているのであれば、それは虚偽なので訂正の対象になる。

一方で●●はこの発言をしていないと答えているので、まずは、●●による妄言（発言）の有無を確認し特定しなければ次の議論を行えない。

イ 本件公文書の2頁目の■■による書込みは以下のとおりである。

上段右上「①折り合いをつけるのか ②自分のこだわりをすすめる」

下段中央「工程が長いと全体像をつかむのに時間かかる」

上段右上の書込みが●●による発言や記載に基づくのか、あるいは■■による判断や感想なのかが判然としない。「①折り合いをつける」は、●●が書いているのでそれに基づいていると思われるが、「②自分のこだわりをすすめる」は何に基づいているのか。②の読解は不明瞭なので、書き込んだ■■に真意を聞くしかない。

下段中央の書込みも、●●の言い分を無批判的に鵜呑みにしているにすぎない。

ウ 本件公文書の3頁目の■■による書込みは以下のとおりである。

上段中央「仕事のやり方のみがあつれきの原因」

下段中央「☆基本的にはハローワークでご自身で検討される（2013.1～2013.4頃まで）→不具合が出てくればかがやき・職センに連絡ある」

上段中央の書込みも、●●による発言や記載に基づいていると思われる。

下段中央の「ハローワークでの検討」は審査請求人が確かに発言している。

次いで「（2013.1～2013.4頃まで）→不具合が出てくればかがやき・職センに連絡ある」と書き込んでいるが、これは、審査請求人による発言を受けて●●が言ったことである。●●が「二箇月後に様子を見る云々」と言っていたが、■■はこれを「（2013.1～2013.4頃まで）」と書き込んでおり、それぞれの表記は異なるが内容は一致している。

「不具合が出てくればかがやき・職センに連絡ある」と書き込んでいるが、これは●●が言っている。

エ ■■による書込みには発言主体が明記されていないので、特にケース会議に同席していない者にはそこでのやり取りが不明瞭であり、■■自身がまずこれを補う必要がある。他にも不明瞭な箇所があるので、それへの補足説明も求めたい。また、そもそも■■による書込みは、●●による発言や記載に基づいているのだから、●●にも聴取しなければならない。

オ 当訂正請求における主眼は、●●が嘘をつき、それを隠蔽するために虚偽有印公文書が作成及び行使されたことを暴露し、刑事告訴することにある。

(2) 「訂正をしない理由」に対して

ア 処分庁は、■■■に本件公文書の写しを提示し、同人が行った書込みについて、「その場で出た発言内容や話題を聞き取り、その内容をメモとして書き留めたもの」であることを確認したというが、■■■は「当該書込み部分は、評価結果を読み取って記載したのか、参加者の誰が、どのようなコメントをしたかまでの記憶はない」と回答したようであり、確認が不十分である。■■■による書込みと評価結果の記載を読み比べることや、他の参加者への確認が行われていなければ、「確認した」とは言えない。

イ 処分庁は、「訂正請求者（審査請求人）から提出を受けた資料を確認したが、■■■がケース会議において聴取した内容と異なる記載を行ったことを客観的に証するものではなかった」としているが、審査請求人提出資料と●●の言い分が矛盾していることに言及していない。「聴取した内容」をそのまま記載したとしても、その内容が●●による嘘であれば、■■■による記載も結果として嘘になるが、真偽の判断がされていない。

ウ 結局、■■■による書込み、●●による言い分及び審査請求人提出資料に齟齬が残り、●●による虚偽職業評価等との矛盾も解決していないので、当審査請求において■■■、●●及び##への尋問を行い、更に真相を究明しなければならない。

エ 処分庁は、審査請求人が呈している疑義に対して何も弁明していない。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 個人情報訂正請求について

実施機関が保有する個人情報に事実の誤りがあった場合、そのことによって当該個人に不利益が及んだり、当該個人の権利利益を侵害するおそれがある。条例第24条は、このようなことを防止するため、公文書に記録されている自己の個人情報の内容に事実の誤りを確認した場合に、訂正を求めることを権利として保障したものである。

実施機関は、訂正請求があったときは、訂正を求める内容が事実と合致しているかどうかなどについて必要な調査を行い、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(2) 本件公文書及び訂正対象個人情報について

ア 審査請求人は、職業センターにおいて就労支援を受けている者であり、本件公文書は、支援対象者を支援するために、職業センターが作成した審査請求人に関する評価結果及び職業リハビリテーション計画（表紙を含む）であり、かがやきの職員が平成25年1月に職業センターで開催されたケース会議において取得したものである。

イ なお、職業センターのホームページによると、職業評価とは、各種の検査や作業を通じて当該対象者の得意・不得意、職業上の適性を整理したうえで、より働きやすくなると思われる環境や就労に向けての努力課題等を探っていくものであり、「評価結果」は、これらを記した文書であると認められる。また、「職業リハビリテーション計画」とは、職業評価の結果を基に支援の方向性等をまとめたものであるとされている。そして、職業評価の結果及び職業リハビリテーション計画を踏まえた支援方針の検討のために、支援対象者と支援を担当する関係機関の職員とでケース会議が行われている。

ウ 審査請求人は、かがやきの職員が本件公文書に書込みを行った部分について訂正を求めている。書込み部分は、「▲▲Dr 意見書 短時間から長い時間へ（本人の意向も入る）」、「①折り合いをつけるのか ②自分のこだわりをすすめる」、「工程が長いと全体像をつかむのに時間かかる」、「仕事のやり方のみがあつれきの原因」、「☆基本的にはハローワークでご自身で検討される（2013.1～2013.4頃まで）→不具合が出てくれればかがやき・職センに連絡ある」の5箇所である。

(3) 本件処分について

ア 上記(2)のとおり、審査請求人が訂正を求めているのは、評価結果や職業リハビリテーション計画そのものではなく、ケース会議に出席した職員による本件公文書への書込み部分である。

イ 当審査会が審査請求書等を確認したところ、審査請求人は、評価結果の内容が「誤認、捏造、曲解」であるとの主張の下、それに基づいて行われたケース会議において、かがやき職員が書き込んだ内容も誤りであるから訂正すべきである旨を主張しているものと認められる。

ウ 処分庁の調査において、当該書込みについて書込みを行った職員に確認したところ、ケース会議に同席した際に、その場で出た発言内容や話題を聞き取り、その内容をメモとして書き留めたものと思料されるが、当該書込み部分は、評価結果を読み取って記載したか、参加者の誰がどのようなコメントをしたかまでの記憶はないとのことであった。

エ ところで、会議に参加した者が、配付された会議資料の中に書込みを行うことは一般的にあり得ることであり、通常それは、他の参加者の発言内容やその中で重要であると思う事項等を備忘録的に、あるいは補足的に書き込んだり、また自らの所感や評価等といった主観的な内容を書き加えたりするものである。このような会議資料への書込みの性質や目的に照らせば、本件公文書の書込み部分において、たとえ他の参加者の発言内容や評価結果そのものに客観的事実と異なることがあったとしても、その書込みが発言内容等を記録したものであれば「誤り」ではなく、それは訂正すべき事項とはならない。

オ そこで当審査会が本件公文書の書込みを見分したところ、それぞれ次のとおりであった。

(ア) 「▲▲Dr 意見書 短時間から長い時間へ（本人の意向も入る）」について

ケース会議において、▲▲医師の意見書に短時間勤務について書かれている旨の発言を●●氏がしており（審査請求人提出資料8（末尾の会話記録））、また、▲▲医師が平成24年12月17日に作成した「主治医の意見書」（審査請求人提出資料14）において、「短時間勤務から始めて徐々に通常勤務に移行していく事は可能と思われる」と記載されている。加えて、審査請求人は、ケース会議において、短時間勤務に関して自らのアイデアである旨を述べている（審査請求人提出資料8（末尾の会話記録））。

(イ) 「①折り合いをつけるのか ②自分のこだわりをすすめる」について

本件公文書中、評価結果の所見欄において、「こだわりが強い」「折り合いをつけることが苦手」「ご本人の主張を一定受け入れてもらえる配慮が必要になると推測される」などと記載されている。

(ウ) 「工程が長いと全体像をつかむのに時間かかる」について

本件公文書中、評価結果の所見欄において、「作業の全体の流れを理解するまでに多少時間がかかり、作業をしながらイメージを掴む様子であった」と記載されている。

(エ) 「仕事のやり方のみがあつれきの原因」について

本件公文書中、評価結果の所見欄において、「作業を繰り返すうちに、ご自身のやり方へのこだわりが強くなり、周囲との軋轢を生むこれまでの経過がある」と記載されている。

(オ) 「☆基本的にはハローワークでご自身で検討される（2013.1～2013.4頃まで）→不具合が出てくればかがやき・職センに連絡ある」について

審査請求人は、個人情報訂正請求書別記（7頁）において、「ハローワークでの検討」はケース会議における審査請求人の発言であり、それ以外の部分は●●の発言であった旨を述べている。

カ したがって、これらの書込みは、いずれもケース会議における参加者の発言内容や、配付された評価結果（6(2)イのとおり、会議はこの評価結果を踏まえて行われる。）の記載内容とおおむね符合していることから、ケース会議の発言内容等を記録したものと認められ、「誤り」があったとまでは言えず訂正すべきものではない。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和元年 5月13日 諮問
6月13日 諮問庁からの弁明書の提出
7月16日 審査請求人からの反論書の提出
9月 4日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和元年度第4回会議）
9月20日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（9月12日開催）
10月29日 審議（令和元年度第5回会議）

※ 法第33条，同34条，同36条，同37条及び同38条に基づく手続を行うよう審査請求人から申出があったが，当審査会は，これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し，いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 曾我部 真裕）